

# 透析中止福生病院を提訴

## 死亡女性遺族「再開せず違法」

公立福生病院(東京都福生市)で、都内の腎臓病患者の女性(当時44歳)に対して外科医が人工透析治療をやめる選択肢を示し、同意した女性が亡くなった問題で、女性の夫(52)と次男(16)が17日、病院を運営する福生病院組合(管理者・加藤育男福生市長)を相手取り、慰謝料など2200万円の支払いを求める訴えを東京地裁に起こした。夫らは「医師らが透析再開を求める意思表示を無視したため、女性は死亡した」などと主張している。

訴状などによると、路(シャント)が詰まったため病院を受診した。外科医は「首から管(カテーテル)を入れて透析を続ける」「透析治療を中止する」の二つの選択肢を女性に示した。女性は「仮に同意があっても、女性に後悔が残る」と訴えている。

【解説】公立福生病院の人工透析治療を巡る問題が訴訟に発展した理由は二つある。一つ目は遺族側に対して説明する姿勢が病院側に欠けていたこと。二つ目は学会や行政による真相究明が不十分だった点だ。

女性が透析治療を中止して亡くなった事実を3月に毎日新聞が報道以降、病院側は道徳的に電話を1回入れただけで、死を巡る経緯について説明していない。すべてのメディアが参加できる記者会見を開いて情報を開示した。外科医を当初信用

することもなかった。詳細な経緯が判明したのは約3カ月後、夫(52)がカルテを入手してからだ。治療中止の選択肢を外科医が女性に示したことや、女性が治療再開を再三求めたことが記録されていた。外科医を当初信用

も治療中止を提案して実行するのは違法だ」と主張。また女性が「苦しい、苦しい」「もう無理」と何度も病院側に伝えたことを一明らかなに透析再開の意思表示「だった」とし、「助けなくてと言ったのに、

むごい死に方を強いられた」と訴えている。問題を受け、透析医らでつくる日本透析医学会は今年度中に、終末期以外の患者にも治療中止を容認する診療ガイドラインを策定する方針。夫らの代理人

弁護士は「病院を擁護するような対応だ」と学会を批判した。福生病院組合の代理人弁護士は「訴状が届いていないのでコメントできません」として

していたという夫は「納得がいかない。裁判ではつきりませ、責任を取ってほしい」と厳しい態度に転じた。一方、病院を立ち入り調査した日本透析医学会は5月、「患者(女性)自ら血液透析終了の意思を表明しており、その意思が尊重されてよい」と声明を出した。カルテが開示されて治療再開が聞き入れられなかった点が判明しても、「調査は事実認定ではなく、カルテに依拠したわけではない」という姿勢だった。また、医療法に基づき立ち入り検査を実施した東京都は、女性を含む治療中止の4人だけなく、最初から治療を行わない非導入の20人についても調べた。しかし公表は見送られ、改善指導自体も「記録が確認できない」という外形的なものにとどまった。だからこそ、夫らは「はっきりしたことを知りたい」として提訴に踏み切らざるを得なかった。当事者や行政に限界がある以上、司法には真相を究明する責務がある。



東京地裁に入る遺族の代理人弁護士ら—東京都千代田区で17日午後0時40分、熊谷豪撮影

### 人工透析治療を中止して亡くなった女性を巡る経緯

- 2015年ごろ 透析治療で通院していたクリニックの紹介で公立福生病院を初めて受診
- 2018年8月9日 透析用シャントが詰まり福生病院を受診。外科医が治療継続と中止という二つの選択肢を提示。女性は治療中止に同意
- 14日 福生病院に入院
- 16日 苦しくなった女性が治療再開を訴え。夕方に死亡
- 2019年3月6日 毎日新聞の報道で問題発覚。東京都が福生病院を立ち入り検査
- 15日 日本透析医学会の調査委員会が福生病院を立ち入り調査
- 25日 日本透析医学会が学会ガイドラインについて「終末期でない患者の意思決定プロセスなどを追加して改訂する時期に来ている」とする声明を発表
- 4月9日 「女性への医療行為に関する記録や女性に対する説明が不十分だった」として、都が福生病院を文書で改善指導
- 10月17日 「死に迫りや治療中止の選択肢提示や治療再開の意思を無視したことは違法」として、女性と次男が福生病院を運営する福生病院組合を提訴

【添藤義彦】